

子どもの権利条約



〔目次〕

- 国会答弁にみる権利条約 …… 2～7
- 国会実務と条約批准手続 …… 8
- 学校と子どもの権利条約——
学校は子どもの権利条約を
受け入れますか? ……9-10
- 非嫡出子差別の撤廃へ ……11
- 国連世界人権会議報告 ……13
- イラクの子どもはいま ……14
- 会員の声 ……15～16

題字イラスト／土田義晴

日本は「おとな最優先」? 子どもの権利条約批准承認見送りを受けて

今回の子どもの権利条約批准見送りを受けて、私たちはあらためて、1990年9月に世界子どもサミットで約束された「子どもの生存、保護および発達に関する世界宣言」を想起したい。「決意」

18 子どもの福祉には最高レベルの政治行動が必要である。我々は断固としてこの行動を取る決意である。

19 我々は、子どもの権利、生存、保護、発達に高い優先順位を与える厳粛な決意をここに表明する。……
(以下略)

日本政府を含む71か国が誓ったこの決意に対して、今国会は何ができたのであろうか。日本の政治の舞台は、常に「おとな最優先」「子ども後回し」の原則が支配している。中山外相(当時)が条約批准の意思表明をして以来、すでに7回の国会を素通りしてしまった。代表談話の1項はそんな気持ちをこめて書いたものであるが、しかし、私たちは、これにひるむことなく新たな気持ちで取り組んでいく必要がある。一つは、条約が批准されなくても実現可能なレベルでの、事実上の条約実施をはかることである。二つめは、今回の批准見送りが無駄にならないよう、より実効的で意味のある

る批准を求めていくことである。

談話の2項・3項はそのための具体的提言を行なっているが、今後は、民間・市民レベルで条約の実施と普及をはかるため、広く関係者間の意見交換・情報交換を進めていくべきであろう。そのため、私たちは条約採択記念日に「子どもの権利条約フォーラム」を開催することを提唱してきた(14ページ参照)。多くのかたがたの意見・ご要望をお寄せいただければ幸いである。
(喜多明人)

〈談話〉子どもの権利条約の批准承認見送りにあたって

1993年6月18日
ネットワーク代表・喜多明人

1、衆議院解散によって、子どもの権利条約の批准承認案が廃案となり批准が見送られたことは、世界と日本の子どもの人権保障にとって大きな損失であり、怒りと失望の念を禁じえません。いかに大義名分があろうとも、国会が「子ども」への特別な配慮を怠ったことは、世界的に約束された「子ども最優先の原則」をふみにじる行為であり、未来への見識をまったく欠いていると考えます。

また、この条約の批准について熱い期待を寄せてきた人たちが、とりわけいまの社会に積極的に参加しようとしてきた子どもたちの期待を裏切る結果となったことは、「政治不信」だけでなく子どもたちの「おとな不信」をますます助長することになり、深く憂慮します。

2、条約の批准は先送りになりましたが、すでに138か国が批准を終えている世界の動きをふまえ、条約の趣旨や内容を子どもならびにおとなに積極的に知らせ、活かしていく努力が求められます。条約が批准されなくても、運用上の改善(たとえば懲戒における生徒の聴聞権の確保などの措置)や自治体レベルでの条約上の権利の実現を図ることは現時点でも可能と考えます。

3、条約の批准承認案は、できるかぎり早期に国会に再提出されることを求めます。再提出に際しては以下の点が考慮され、新たな内容をもった提案となることを求めます。

- (1) 批准承認案の作成にあたっては、条約の当事者である子どもをはじめ関係者の意見を広く聞くため、「公聴会」などを開催すること。
- (2) (1)のとおりまとめや承認案の作成にあたり、政府部内に条約の担当官を置くこと。
- (3) 国民世論の期待に応え、条約名称は「子どもの権利条約」とし、少なくとも留保・解釈宣言なしに批准できるように、懸案となっている国内法の整備につとめること。

国会答弁にみる権利条約

残念ながら条約批准承認案は廃案となったが、今後、私たちが実効的な批准を求めていく際には、第126国会衆議院外務委員会での審議、とりわけそこでの政府答弁を踏まえ、かつ活用

1、条約全体にかかわる問題について

〔条約の意義・性格〕

条約を日本が批准する意義については、法制面での改善の意思がないこともあり、宮沢首相・小西政府委員の答弁のように「意識面、実体面」での努力・向上が強調される傾向にある。また、文部省関係係が主張してきた「発達途上国向け条約」論は影をひそめ、「先進国、開発途上国の別を問わず」条約の必要性が強調されている。

●宮沢首相（4・22、本会議）

「児童は、その人格の完全かつ調和のとれた発達を確保され、社会の中で個人として生活するために十分な準備を整えられることが必要であります。これが児童の権利条約の基本的な考え方とされています。政府としては、この条約において認められております児童の権

していくことが大切である。そこで、外務委員会での政府答弁をテーマ別に整理し、おのおの解説を付して紹介していくことにしたい（「本会議」と記さないものはすべて外務委員会答弁）。

利の尊重、保護を引き続き図っていくことが重要と認識しております。また、この条約を締結することによって、児童の基本的な人権の尊重や保護について、制度面ばかりでなく意識面、実体面で一層努力していく契機となるといふように考えております。……

次に、この条約の精神はどうかというところでございますが、この条約は、先進国、開発途上国の別を問わず、世界的な視野から、児童の人権の尊重、保護の促進をめざすものと認識をいたしております」

●小西外務大臣官房審議官（5・11）

「この条約を締結することにより……児童の基本的な人権の尊重に対する国全体の意識を高めて、児童に対する非人間的な取り扱いあるいは搾取、虐待

等の防止、児童の法的保護および福祉の向上、こういった実体面での改善を図っていくというきっかけとなるというふうに考えております。……人権保護のレベルについて、先進国であれ途上国であれ、法制度の面のみならず、意識面、実体面において不断の努力によってさらに向上させるといふことが必要かつ重要でございます。……そういう意味でこの条約の締結は日本にとっても大きな意義を有しているというふうに考えております」

〔立法措置・予算措置〕

当初は、外務省の「説明書」のとおり不要である旨の答弁をくりかえしていたが、終盤になって立法・予算措置にやや幅をもたせる答弁に変わった点が注目される。

予算措置については5月12日に小西政府委員が「国内の実施面で我が国がいろいろな予算措置を講じている」とは事実でございます……と前向きな答弁を行なっている。また立法措置についても、5月26日に武藤外相が「現場のそれぞれの行政当局が、この

条約との整合性においてこれはどうしても法体系をもう一回考え直さなければならぬ」と判断すれば見直すことを言明したことに注目しておく必要がある。

●小西外務大臣官房審議官（5・11）

「関係省庁ともこの条約に照らしましていろいろ十分に検討した結果、この条約の義務として国内立法措置を行なう必要はない、あるいは現在存在する国内法を改廃する必要はない、こういう結論が得られたわけでございます。また、予算措置についても、現在の予算として認められている範囲内においてこの条約の実施ができる、新たに予算として、例えばこの条約が分担金といったような義務を課しておるわけではございませんで、この条約を実施するためにどういった形の予算措置が必要か、あるいは政策の問題としてこの条約のいろいろの実施について予算をどういうふうに使っていくか、これは政策的な立場から検討して決めていくということでございますが、……この条約の義務を果たす上において、日本の国の立場として何か新たな義務が生じるかという点、その点は生じない、

こういう解釈でございませう。

したがって、予算措置につきましても立法措置につきましても、……そういう条約上の義務を実施するといふ観点からの新たな立法措置、法令の改正、こういうものは必要ではないという結論に達したわけでございます。

●小西(5・12)

「この条約で例えば分担金の支払いとかそういった一定の資金に対する拠出金とかそういうものを義務づけているわけではなくて、そういう意味で何か予算措置が義務づけられているという意味ではない。しかし、当然のことながら、国内の実施面で我が国がいろいろな予算措置を講じていることは事実でございます。……今いろいろ行っている各施策を充実していくという意味で、その予算措置がそれぞれの各現場を担当されている立場から判断されて、進んでやられていられる、そういうことはもちろんその判断に基づいて行っていくべき事柄であって、私どもが「外務省作成の説明書の」この説明で申し上げたかったのは、分担金的な義務はないということでございます。」

●武藤外相(5・26)

「この条約との整合性において現在の国内法がそれで十分対応できるのかどうか、今までの法律体系は、どちらかというと民法も刑法もいわゆる大人の立場から考えているという御指摘ございました。今度は、児童の権利を擁

護するという立場からの条約でございます。そういう意味において、現場のそれぞれの行政当局が、この条約との整合性においてこれはどうしても法体系をもう一回考え直さなければならぬということになれば、私はそのときは考え直していただかなければならぬと思っております。」

〔留保・解釈宣言〕

この件については武藤外相の4月22日答弁の枠をこえることはなかった。

●武藤外相(4・22、本会議)

「まず、第三十七条(c)に関する留保についてお答えをいたします。この規定によれば、自由を奪われた十八歳未満の児童が十八歳以上の成人から分離されなければなりません。他方、我が国の少年法は、二十歳未満の者を少年として取り扱うこととしております。仮にこの規定に留保を付さないでこの条約を締結した場合、国内法を改正し、保護の対象を現在の二十歳未満の者から十八歳未満の者へと縮小する必要があり、適当ではありませんので、留保を付すものであります。」

次に、この条約第九条1は、……父母による児童の虐待または父母の別居などの特定の場合において、原則として、児童がその父母の意思に反して父母から分離されないことを確保するよう締約国に義務づけるものであります。これは、児童または父母の退去強制、抑留、拘禁等、この条約第九条4

において、国がとり得る措置として認められている措置により、結果的に親子の分離が生ずることまでも妨げるものではないと解釈されます。ただし、このような解釈が文理上必ずしも明らかではないために、このような解釈を明らかにしておくとしたものであります。また、この条約第十条1は、締約国が出入国の申請を「積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う。」旨規定しておりますが、これは、例えば出入国の申請を原則的に拒否するような消極的な取り扱いを禁止し、また出入国に関する申請の受理から申請を通じた手続の中で人道的配慮が必要と認められる場合は、かかる配慮を行うべきであること等を定めたものであり、出入国の申請の審査の結果を予断し、拘束するようなものではないと解されます。

ただし、このような解釈が文理上必ずしも明らかではないために、このような解釈を明らかにしておくこととしたものであります。

このように、我が国の行おうとしている留保、解釈宣言は、いずれも必要と判断したものであります。また、この条約の趣旨をゆがめるものではないと考えております。」

〔条約名称〕

チャイルドを「子ども」と訳すことにつき、野党議員より、国会図書館立法考査局の資料や難民の地位条約・女性差別撤廃条約の条文引用などから主

張されたが、政府委員にうけながされてしまっている。ただし子どもへの広報義務とかかわり、5月26日に小西政府委員から「仮にも小学生等のみにこれが、児童という言葉の連想からして限られるのではないかとというような誤解があつてもちろん困るわけでございます。……私どもとしては精いっぱい工夫していきたい」という発言をひき出している。「子ども」との併用もありうることをにおわしている、とみてよい。

●小西外務大臣官房審議官(5・11)

「この条約の名称でございますけれども、政府といたしましては、……子供に改めるということは考えておりません。その理由をもう少し具体的に申し上げます。我が国が現在まで締結した条約においては、チャイルドという英語の言葉が、親子関係における子という意味に限定されるときには子という訳が用いられているわけでございます。また、必ずしもこのような観点に着目しないで、一般的に低年齢層の者を指す場合には児童という訳語が用いられるのが通例となっております。……他方、我が国の国内法令におきまして、……広く児童という言葉が、用語が法令用語として用いられているということでございます。」

●小池外務大臣官房外務参事官

「国立国会図書館調査立法考査局がくりました『外国の立法』、付録とし

文そのものでは「ございせん」
●小西外務大臣官房審議官(5・11)
「この条約におきまして……『インディジナス』という言葉は『原住民』と訳しております。……世界の先住民のための国際年、確かに一九九三年、本年でございすけれども……この(先住民年という)名称につきましては、

国会議員と話した子どもたちの声②

★あと一歩で批准、というところで廃案となってしまう「子ども権利条約」。これは、いままで何度も後回しにされ、名称は変わらず、子どもが参考人として国会へ出ることもかなわなかったところへの、まさに決定打といえます。「子ども最優先の原則」は影も形もありません。いったいどれほどの人々が、政府に対してあきらめの感情を抱いていることでしょうか。

しかし私は、私たち子どもと国会議員の方々のパートナーシップが、現状打破の唯一の方法であると思います。一からやり直しとなつたいたいだからこそ、懇談会のような子どもと国会議員が同じテーブルにつき、同じ次元で話し合える場を設け、条約の批准に向けてともに行動していくことが必要だと思えます。

(ユース・エンディング・ハンガー) YEH 津田彩樹子

★私は5月12日に行なわれた衆議院

在京の国連広報センターの資料あるいは新聞等におきまして、既に先住民という訳語が用いられているわけがございます。したがって、いわば一種の固有名詞に近いものになっているというところから、世界の先住民のための国際年という訳語を外務省としても用いることが適当ではないか、こういう

外務委員会で傍聴してきました。そのとき、とくに疑問を感じたのが「政府案の修正は行なわない」とする政府側の頑なな姿勢です。「児童」を「子ども」に変えようとならないのがいい例ですが、名称・本文に関して「先例がない」等の理由で修正を行なおうとせず、とにかく批准だけを求めていました。これでは政治が政府案の承認機構になってしまっている、感じざるを得ないのではないのでしょうか。まず、政治の本質から、このような体制を改善することが大切なのではないかと強く感じました。

今回「子どもの権利条約」は他の法案と同様に廃案となつてしまいました。が、次の国会では名称等の修正が可能になった上で批准されることを念願しています。そして今回は都合上、一度しか傍聴することができませんでしたが、次回はずべて傍聴し、「子どもの権利条約」批准への過程をしつかりと見ていきたいと思つています。

(YEH 水永啓子)

判断でございす。……この児童の権利条約におきましては、……既に米国の渡り鳥保護条約において、正文として『インディジナス』を『原住民』と訳しているという経緯を踏まえまして、私も『原住民』というふうに訳したわけでございす」

●武藤外相(5・11)

「先住民と原住民の今の表現の問題ですけれども、私も、今の議論を踏まえて一遍よく聞いてみます。しかし、いずれにしても、私も行政の立場で、この条約案につきまして、閣議を経てこの国会に提案をいたしておるわけでございますから、あとはひとつはり立法院の中で御議論いただいております。決めたは、それには当然私も行政が従うのは当然でございます。で、私どもの方から自発的にそのような修正案を出すというのはいかがなものかと思つておるわけでございす」

●武藤外相(5・12)

2、非嫡出子差別に関する政府答弁

東京高裁による違憲決定という状況下において、あらためて非嫡出子差別問題に対する政府の主な答弁を見直しておこう。

政府の主な論調は、①「非嫡出子差別」は「法律論を尊重しなければならぬ」という見地からの合理的な差異(後藤田法相)であり、②相続分の差別については「六十の方がお亡くなり

「後で過去の議事録をいろいろ取り寄せて読んでみたら、国会においてはあくまで条約の締結について承認を求め、こういう形になっておりまして、字句の修正とかそういうもの、いわゆる訳語の修正、締結権はあくまで行政にあるという考え方からいくと、その訳語を変えるということはやはり非常に困難である。……私は個人的には、今の先住民と原住民というのは、今大体先住民の方が、国際的にはそういう訳が使われているわけでございますから理解はできますけれども、大要恐縮でございますが、立法院と行政との関係においては、いわゆる条約については、……その中の訳語については行政の方にお任せをいたしたかなきゃならないというのが、どうも議事録を読んでおりますと従来そうやっておられますので、……理解をいただければと思つてございす」

になって三十の方が相続される場合」もあり、「児童の固有の問題ではない」(岡光政府委員)とし、③「生まれてしまった子から見れば取り扱いは違いが起きているのは非常におもしろくない話であり」、「予防という見地からほか手段があるかというふうな考えたときに、伝統的に相続分に違いを設けるということは一つの有力な手段であっ

た」とする。

条約2条と民法900条との関係については、「同条の1についてはございませぬが、……相続については含まれていないと解され」とし、家族の構成員の地位による差別禁止を定めた同条の2についても「ここで言います」地位は、……表現された意見または信念、これと並ぶ社会的地位または政治的地位を指し、「父母が婚姻関係にあるか否かといった身分上の相違に基づいて非嫡出子と嫡出子との相続分に差異を設けることは同条の2の保護の対象にはならない」（森脇政府委員）とした。なお、柿沢政府委員が前文で定めた自然的環境としての家族への援助の文言をとりあげて「安定した家族」の必要性を述べているが、これを法律婚尊重の趣旨と結び付けるのは「拡大解釈」といえるだろう。

●後藤田法相（4・22、本会議）

「この条約の第2条は、児童に対する不合理な差別を禁止する趣旨の規定でございますが、御指摘の民法等の規定は、婚姻関係にある両親から出生した子であるか否かに伴って必然的に生ずる差異や法律婚を尊重しなければならぬという見地からの合理的な差異を定めたものであって、条約に反するものではないと考えます。したがって、この条約批准に当たって民法等の改正は必要はない、かような考えでございます」

●小池法務省民事局第二課長（5・11）

「出生届それから戸籍上の記載に關しましては、本条約七条で登録される権利について規定されているところでございまして、戸籍制度もここに言います登録される権利にかかわる制度でございまして、本条約二条一によりまして、不合理な差別を設けることは禁止されているというふうに理解をしております。」

ところで我が国の現行の法制におきましては、国民の身分関係は民法によって規律をされておりまして。戸籍制度は、民法に規定する身分関係を戸籍という公簿に記載をして公開をする、こういう機能になっているわけでございます。嫡出である子、嫡出でない子、この区別も民法が用いているものでございまして、……この事実を戸籍法の上では親との間の続き柄を正確に公示する、こういう目的のために戸籍に記載をするということにしているわけでございます。……この事実を事実として記載すること自体は、本条約二条に言う不合理な差別には当たらないというふうにご考慮されているところでございませぬ」

●岡光法務省民事局参事官（5・11）

「嫡出でない子は嫡出子の相続分の半分、こういうふうな規定が民法にあるわけでございますが、ただ、相続の問題というのは親と子の問題でありまして、子供が児童であるかどうかにかかわらずないわけでございます。……六十の方がお亡くなりになって三十の方が相

条約批准承認案の付帯決議について

〔5月26日衆議院外務委員会決議〕

衆議院においては政府案が無修正で採択されたが、野党側の要望については部分的に付帯決議に示されることになった。

条約名称については「特に子供も条約を理解し得るように配慮すること」という文言にとどまり、「児童」と「子ども」の併用措置の明記にまでは至らなかった。

また、子どもの権利保障のための担当部局・担当官の設置についても「関係行政機関が緊密な連絡に努め」という表明にとどまった。ただし、末尾、子どもの権利委員会に対する日本政府の報告書提出について「報告書を提出した場合には、当外務委員会に対して同報告書を提出すること」と明記されたことは、のちのち重要度を増すことにもなるう。

児童の権利条約に関する件

国際社会においては、国連を中心として世界人権宣言以降、幾多の人権に関する条約等を通じ人権保障が確保され、進展してきた。特に未来を担う子どもへの権利の尊重及び保護の確保を保障する本条約の意義は大きく、このこ

とは、基本的人権の尊重の理念に基づいている我が国の憲法が目指すものでもある。

政府は、児童の権利に関する条約を批准するに当たり、左記の事項につき誠実に努力すべきである。

記

一、今日、世界の多くの子どもが、紛争、飢餓及び貧困等の中で極めて困難な状況におかれていることに留意し、子どもの生命及び人権の尊重の確保のために、一層国際協力を推進すること。

1、本条約が締約国に義務づけている広報に当たっては、関係行政機関、地方公共団体、教育現場を含め国民全体に幅広くこの条約の趣旨、目的及び規定の周知徹底に努めるものとし、特に子どもも条約を理解し得るよう配慮すること。

一、我が国における子どもの権利の尊重及び保護の一層の確保に努めること。

一、そのため政府部内において、関係行政機関が緊密な連絡に努め、その運用については十分配慮すること。

一、本条約の義務に基づき児童の権利に関する委員会に対して報告書を提出した場合には、当外務委員会に対して同報告書を提出すること。

右決議する。

続される場合でもそういうことが起きるわけですから、児童の固有の問題ではないと思っておりますけれども、その点は一応しておきまして、……これは、法律上の婚姻という制度を擁護するために必要な制度ではなからうかというところで取り入れられているものではないかと「思います」

●岡光(5・20)

「その法律婚というものを「擁護する」、そういう目的を達成するための手段として何かいいものがあるかどうかとい

〈本の紹介〉

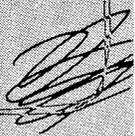
「憲法と子どもの権利条約」

広沢 明著／エイデル研究所
(2800円)

子どもの権利と日本国憲法・教育基本法との関わりを、校則問題などを題材に取り上げながら検討した本。子どもの権利条約と教育・児童福祉問題などについても詳しい。

法と子どもの権利条約

広沢 明



うこともあるわけですが、生まれてしまった子から見れば取り扱いは違いますが、非常におもしろくない話でありますけれども、予防という見地からほかに手段があるかというふうに考えたときに、伝統的に相続分を違いを設けることは一つの有力な手段であったわけですね。……生まれてしまったら相続分を同じにするということになりますと、それはその目的を達成する手段が、いわば違反された場合その違反を追認するということですから、違反が無視されてしまう、違反が違反の意味を持たないというふうになつてしまいますので、そこは結果から物を見るのと、それから事前に予防という見地から見るとそれは違う事柄でありますし、しかし、予防という事柄の前から見地から見るとそれはそれで必要だろう、かように思っておるわけでございます。そういう意味から合理性はそれなりにあるだろうというふうに考えておる次第でございます」

●森脇法務大臣官房審判官(5・21)

「本条約の二条は、確かに児童に対する不合理な差別を禁止する趣旨の規定でございます。……同条の1についてでございますが、児童の相続分については、この規定上児童に対し尊重し確保することを締約国に課している本条約に掲げる権利、これには相続については含まれていないと解される場合がございます。したがって、同条1による保護の対象にはならない、こ

のように解釈いたしております。

次に、同条2でございますが、……

ここで言います「地位」は、本条の制定経緯に照らしても、またこの条文上に出てまいります活動、表現された意見または信念、これと並ぶ社会的地位または政治的地位を指しているかと解されるところでございます。したがって、父母が婚姻関係にあるか否かといったような身分上の相違に基づいて非嫡出子と嫡出子との相続分に差異を設けることは同条の2の保護の対象にはならないというふうには解されるわけでございます。……以上のように考えてまいりますと、非嫡出子と嫡出子との間で法廷相続分に差異を設けた九百条四号ただし書きはこの条約の二条に抵触しない、このように考えられるわけでありませう」

●柿沢外務政務次官(5・21)

「婚外子か婚内子かという話でございますが、この前文を読みますと、「家族が……必要な保護及び援助を与えらるべきであることを確信し、」ということが書かれているわけでございます。……その意味で、安定した家族というものの必要性というものを十分に認識した上で児童の権利をできるだけ認めていこうということであろうかと思えますので、その点、一方的に権利とこの条約の解釈として決して正しい方向ではないと思えます」(以下次号)

(構成／喜多明人)

●今後の流れ●

子どもの権利条約批准承認案件が衆議院解散にもなつて廃案になったというところは、国会におけるこの条約に関する手続がすべて白紙になったことを意味する。ということは、内閣はあらためて閣議決定を経て国会に案件を提出し直さなければならぬということである。

衆院解散後の特別国会で条約の審議が行なわれることはなく、また秋に臨時国会が開かれるとしても、臨時国会は通常特定テーマについての審議を集中的に行なうものであるから、条約についての審議が行なわれる見通しは薄い。したがって、条約があらためて国会に提出されて審議が行なわれるのは来年1月から開会する通常国会において、ということになる。

その場合、前国会の場合と同じく予算成立のめどが立ってから条約の審議が行なわれることになるので、どんなに早くても4月以前の批准はないと思われる。ただし、衆議院を一度通過したことを口実にしておざなりの審議ですませようとする可能性もあるので、いたずらに批准を急がせることなく、十分な審議の時間をあらためて確保するよう求めることが寛容だろう。批准承認案の再提出にあたって、たとえば「児童」が「子ども」という具合に訳語が変わる可能性もまったくなくはないと言えないからである。

4月3日、ネットワークは「子どもの権利条約批准フォーラム」と題する勉強会を開催した。批准承認案件の本格審議入りを目前に控え、もう一度国会における批准手続を実務的観点からおさらいしておこうという趣旨である。当日は、参議院の実務関係者を二人招いて話を聴いた。批准が先送りになったこともあり、条約の批准手続がどのようなに行なわれるのかを純粋に実務的な観点から知っておくのも意味あることだと思われるので、当日のレクチャ―要旨をここに採録する。

●条約締結までの流れ

子どもの権利条約のように多数国を対象とする条約の場合、条約締結から批准までは次のような順序を経て行なわれる(……)は省略されることもある。

- ① 国際会議・国際機関における条約作成作業・協議
- ② 案文の確定
- ③ 条約の採択(子どもの権利条約の場合・1989年11月20日)
- ④ 署名の閣議決定・署名(同・1990年9月21日)
- ⑤ 国会提出の閣議決定(同・1992年3月13日)
- ⑥ 国会審議・承認
- ⑦ 批准の閣議決定
- ⑧ 批准書の寄託(権利条約の場合は国連事務総長宛て)

⑨ 発効
(なお、国会提出の閣議決定の前に、法的問題がないかどうかなどの省庁間協議、さらに与党の各部会による協議、そして法的観点から条約内容・訳文をチェックする内閣法制局審議が行なわれる。)

●条約審議の流れ

さらに、国会における条約審議は次のような流れで行なわれるのが通例である。

- ① 条約締結承認案件の国会提出(権

国会実務と条約批准手続

利条約の場合・1992年3月13日)——なお条約の場合、通例は衆議院先議で行なわれる。

- ② 本会議における趣旨説明聴取・質疑(同・1993年4月22日)
- ③ 外務委員会に付託(日米安保条約のときのように、本会議で特別委員会を設置して付託する場合もある)
- ④ 提案理由説明・質疑
- ⑤ 参考人からの意見聴取・質疑(同・5月19日)——国際人権規約と難民条約の批准に関する審議の際にも参考人からの意見聴取・質疑

が行なわれた。また、女性差別撤廃条約のときのように、関連委員会との連合審査会を開いて質疑を行なうこともある(女性差別撤廃条約の場合は文教委員会と外務委員会)。

- ⑥ 質疑終局・討論(各会派の意見表明)・採決(同・5月26日)——

なおこの際、委員会の「要望決議」が採決される場合もある。たとえば国際人権規約の場合、衆議院外務委員会の要望決議において▽人権・基本的自由の国際的保障のための外交努力、▽外国人の人権尊

重、▽留保条項の検討、などの内容を盛りこむ決議が採択された。また、女傭差別撤廃条約については、参院外務委が▽政策決定の場への女性の参加促進、▽母性保護の充実、▽国連報告の外務委への報告、などの決議を行なっている。

- ⑦ 本会議における委員長報告・討論・採決
- ⑧ 承認の議決
- ⑨ 後議院へ送付——衆議院で先に審

議した場合は参議院へ送付。なお、参議院で30日以内に採決を行なわなかった場合は自然成立となる。

- ⑩ 後議院における本会議での承認の議決
- ⑪ 内閣を経由して天皇へ奏上

●訳語の訂正について

条約に対して国会がどの程度の審議権を持っているかについて、「通説的理解」では以下のようになっている。

「国会の条約締結承認権は、条約の締結権は内閣に帰属させつつも、その権限の行使を国会の統制下におこうとしたものと解される。国会は条約について厳密な意味で修正権を有せず、修正したとしても、それは条約を法的には否認しつつ内閣に再交渉を注文する政治的意味合いをもつにとどまる」

したがって、国会は条約の訳文等に関する修正権は持っていない、と理解されていることになる。ただし、訳語の訂正が行なわれたことがまったくないかという点については、技術的な用語の訂正については審議中や締結後に改めた例もあるし、また「捕虜の待遇に関する1948年8月12日のジュネーブ条約」については、「当該国」を意味する「the said Power」が「抑留国」と誤って訳されていたことから1986年9月3日付外務省告示312号によって訂正されたこともある。(構成/平野裕二)

～学校と子どもの権利条約～ 学校は子どもの権利条約を 受け入れますか？

子どもの日イベント報告

さる5月5日、明治大学大学院・南講堂にて子どもの権利条約ネットワーク子どもの日イベントが行なわれた。

このイベントは、国連が同条約を採択した1989年以来毎年行なわれており、今年で3回目。今回は「学校は子どもの権利条約を受け入れるか」というテーマのもと、生徒・父母・教師とさまざまな立場の方々が問題を提起した。

河澄百紀くん(高一) 僕は学校には期待していない。というのは、学校の中には人と人とのコミュニケーションがない。「子どもの権利条約」があっても利用しようと思わないのが現状だと思う。いま、高校生は遊ぶために学校に行っているのではないか。だから、学校という社会が居心地が悪くても、差別があっても(状況を)よくしていいこうとしない。また、コミュニケーションがないのは、みんなが自分の世界に入ってしまったからではないか。個人が学校を変えていいこうとしない、子どもの権利条約があっても意味がないと思う。

伊藤一裕くん(高2) 僕の学校は教育目標に自主協調をかかげており、生徒の個性を伸ばすという考えで教育が行なわれている。制服や校則はなく、行事の運営も有志を募り生徒が中心に

なっている。最近、わが校に問題が生じている。それは、学校のクラブ予算の使われ方に問題があることを知ったある教員が、各クラブの私費の廃止や部活動間の予算折衝の教員による監視など、生徒の自主協調という流れに反することをしようとしていることだ。こういうとき、生徒が自主的に対策を練ればいいのだが、そういう能力を持っている人はま

ずいない。どうにか問題に対処できない人も、それをやる時間や活力がない。現在の高校生はある意味で非常に賢く、こういう問題を解決するのに時間と労力をかけるよりは、少々の不都合に甘んじるほうを選んではしまう。

また、前で述べたような生徒に関わる重要な意思決定が教員間のみで行なわれるというのが、高校の現状だと思う。こういう現状の中、子どもの権利条約が少しでも学校に届けばと思う。

早川洋くん(高校生) 僕の学校は前の二人とは対照的。教師は「子どもの権利条約」の内容のようなことをやりたがっているが、生徒の側がそれに応えないというのが現状だ。いくら権

利というものがあっても、それを活かそうとする人がいないとダメではないか。上から与えられた環境のもとではひとつのタイプの人間しかできないが、一人ひとりが自ら行動するならさまざまなタイプの人間ができる。僕の学校では権利というものが最初からあるが、誰も使おうとしない。自分で手に入れたものでないと思えないのではないかと。

北原希代子さん(元PTA役員)

私はPTAの関係で学校によく行き、子どもたちを見てきた中で、学校での子どもがこのままでよいのかと思うことがたびたびあった。最近のことだが、卒業式で卒業証書をもらう子どもが一人とばされてしまったことがあった。呼ばれた子は戸惑いながらも返事をしたが、あとで聞いた話では、もし名前をとばされても式の流れに影響の出ないよう返事をするように事前に指導されていたことがわかった。このことを知ったとき、とても残念だった。自分の名前は大切にしなければいけないと、親からも学校からも言われ続けてきた子どもが、修了の段階でなぜそのような指導をされねばならないのか。滞りなく進行することだけに力を入れる卒業式とはいったい何なのだろうと思う。(中略)

学校の中では誰もが自分の言葉で語らない。先生がたも自分の価値判断ではなく学校の価値判断・社会の価値判断で子どもたちに接していく。こうした教育では子どもたちはだんだん心の

動かない人間になってしまふ。子どもの権利条約を学校現場にこのことだが、すべての人間の権利条約として、先生かたも含めみんなを管理から解放して、自分の言葉で話ができるような教育を取り戻す手助けになってくれればと願っている。

島ノ江一彦さん(元高校長) 私は横浜市立日野高校で校長をしていた。赴任した1990年の6月に、教職員に対し、「生徒たちが子どもの権利条約を生徒会で取り上げるよう提起をしたい」と提案したが、まったく反応がない。その後、生徒会の顧問の若手の教師に相談したが、「そんなことをすると、学校の評判が悪くなる」と言われ、それからは教師には期待しなくなった。

9月の文化祭で「子どもの権利条約の

部屋」(という出し物)を開き、夏休み中に親といっしょに勉強会を開いたりした。しかし、それ以上の発展というものはなかった。やはり教師が動かないと親も子も動けないという実態がある。(中略)

また、ここで問いたいのには、「学校の中身が本当に見えているか」ということだ。校則はどのように作られているか。学校の予算の規模を知っているか。そういうことを知ることが学校が見えるということだと思ふ。こういうことを知らないで子どもの学習する権利とか親が教育する権利とか言っても、けっきょくは学校がそれらの権利を行使しているのではないか。そこには教師・学校万能論があり、いっぽうで学校に寄りかかっている社会の姿勢というものがあろうと思う。

(構成/日高雄三)

学校で権利条約を教えてみたら

やっと日本も批准かと思つたら、まあやらずこけてしまったため息ばかりの毎日です。せっかくなので子どもの権利条約なのに、これでは批准するまでに子どもたちはみんな大人になっちゃうなあ。

これまでもいろんな場面で権利条約については生徒たちに話してきたけれども、ちょっと違ったアプローチができないかと思つていた矢先に出会ったのがロジャー・ハートの「参加のはしご論」(左図参照/季刊教育法93号・喜多論文に詳しい)でした。「よし、今回は『子どもの社会参加』をキーワードに権利条約を伝えてみよう」——そう思ったのが今年の4月、ところは1年生の教室。青年期の心理的特徴を

教科書どおりに教えたあとで、

私「というわけで自分のアイデンティティを確立することが青年期の課題なんだね。ところでみんな、子どもの権利条約って知ってるかなあ」

一同「ナンダソレハ」と1年生だけあって半分緊張の表情。

私「じゃあ配るからね。1条をみてごらん。『子どもとは18歳未満のすべてものをいう』と書いてあるでしょうとするならば、高校生は一番年上な子どもともいえるんだよね」

一同「フムフム」

私「だから、社会参加を通じて、自分を作りだすことが必要なんだ。子どもの権利条約にもそのために役立つ権利が書いてあるはずだよ。探してみようじゃないか。教室中歩き回って相談しながら考えてごらん」

最初は授業中歩き回っていいものかとおっかなびっくりだったけれど、しだいに声が上がると。

「12条ってそう?」「13条だってそれっぽい」

やっぱり高校生の感性は鋭い。未熟な取り組みだけれども、彼らといっしょに権利条約を通じて子どもと大人の関係をこれからも考え続けていきたいと思う。

(神奈川県立逗子高校 佐藤治)

ロジャー・A・ハートの
「参加」段階モデル
作成・喜多明人

参加のはしご

8. 子どもが着手し、おとなとともに決定する	参加の度合い
7. 子どもが着手し、おとなの指示を受ける	
6. おとなが着手し、子どもとともに決定する	
5. 相談され、情報を受ける	
4. 役割を与えられ、情報を受ける	非参加
3. 見せかけ	
2. 飾り	
1. あやつり	

ハート「子どもの参加——見せかけから市民権獲得へ」より

非嫡出子差別の撤廃へ大きな一歩

6月23日、非嫡出子(婚外子)差別を撤廃していく上で画期的な判決が東京高裁で出された。子どもの権利条約の審議の際に繰り返された婚外子差別擁護の論拠が、高裁の場で明確に否定されたことになる。

この判決について、やはり同様に婚外子差別の不当性をめぐって争っている

住民票統柄裁判交流会の通信「VOICE」第43号(7月1日付)が「緊急速報」として次のように述べているので転載する。

民法900条の不当性を争った遺産分割の裁判で、東京高等裁判所は、6月23日、婚姻は尊重されなければなら

ないが、非嫡出子の個人としての権利も同等に尊重されなければならないとして、民法900条第4号但書の規定が法の下の平等を定めた憲法14条に違反する、との極めて明快な決定を行った。相続差別を違憲とする裁判所の判断はこれが初めてである。

決定は、家庭裁判所での審判の過程や、親族からの抗告人への差別的対応にも触れ、民法の規定が、社会的差別を助長していることを指摘している。また、国際連合の「市民的政治的権利に関する国際規約」第24条やまだ批准されていない「子どもの権利条約」第2条にもふれ、婚姻保護と非嫡出子の尊厳は両立させなければならないとしている。

「婚姻保護のための合理的差異であって、法の禁じる差別ではない」とする政府の見解は、裁判所によって真向から否定されたのである。

この裁判の抗告人は、住民票統柄差別反対裁判控訴審で証人として婚外子の立場から差別の実情を証言した中田千鶴子さんである。彼女は決定後の記者会見で「婚外子を一個人として尊重する判決が出て、本当に嬉しい。同じような立場にある人たちが勇気を出して声を上げてほしい。」と語っていた。

しかし、法務省は、山田滿枝さんが訴えた同様の事件に関し高等裁判所で異なる決定があり、現在最高裁に継続されていることを理由に、最高裁の判断を待って慎重に対応したいとしている。官僚の言う「慎重な対応」とは現状維持と言うことである。この東京高裁決定をテコに、法務省には法改正と戸籍・出生届の記載の改善などを、自治省には住民票統柄の記載改善をただちに要求しよう。

裁判は、相手側が最高裁に持ち込む可能性もあり、このまま確定するかどうかは未定である(編集部注)その後相手側が上告しなかったため本判決は確定した。また、高裁の決定は「適法な婚姻」の保護の必要性に関してはくどいほど述べているし、嫡出・非嫡出の概念そのものも否定してはいない。従って、この判決だけで、婚外子差別が完全になくなるというような過大な期待をすべきではないだろう。しかし、押しも引いても「婚姻保護」の一言ではねつけられていた問題が、はじめて、音を立てて動いたのである。婚外子差別の撤廃にとって、時代を画するものになるだろうこの意義を大きなものとして前進させるのか、そんな裁判もあつたということと終わらせてしまふのかは、今後の私たち自身の運動にかかっている。価値ある裁判所の判断を勝ち取った中田さんと弁護団の皆さんに、心から祝福と感謝の拍手を送りたい。

相続差別 民法900条は違憲

非嫡出子も同額に

初判断嫡出子の半分は不当

東京高裁決定

民法900条の規定については従来「法律婚を認めた(非嫡出子)の相続分を嫡出子の半分とする」の趣旨の解釈がなされてきた。この趣旨の趣意は遠くはれておき、女性の代理人は、相続額の過半数を初めて指す「画期的判断」として、民法900条の規定は「法の下の平等」を定めた憲法14条違反と認定、嫡出子と非嫡出子の区分を消す決定を出した。

民法900条の規定について従来「法律婚を認めた(非嫡出子)の相続分を嫡出子の半分とする」の趣旨の解釈がなされてきた。この趣旨の趣意は遠くはれておき、女性の代理人は、相続額の過半数を初めて指す「画期的判断」として、民法900条の規定は「法の下の平等」を定めた憲法14条違反と認定、嫡出子と非嫡出子の区分を消す決定を出した。

毎日新聞 6月23日付夕刊

子どもの権利条約フォーラムへ向けて

7月3日午後、早稲田大学文学部校舎において、「子どもの権利条約フォーラム」の準備のための第1回実行委員会が開かれた。参加者は、フォーラムを呼びかけたネットワーク、国際子ども権利センターの関係者のほか13団体（個人参加を含む）、23名。

このフォーラムは、①条約を日本社会および国際社会に活かしていくために必要な情報の交換、②日本社会における子どもの世代問題にとりくんでいる人々と海外における子どもの問題にとりくんでいる人々の両方からの現状報告および意見交換、③政府・自治体関係者との建設的対話、④条約の趣旨や規定の普及、⑤「子どもの権利条約白書」の刊行（条約をひとつの基礎として国内外の子どもの現実を総合的に分析し、権利を保障していくとくくみの基礎資料という位置づけ）——を目的とするが、今回の条約批准見送りの事態を受けて、⑥条約のより実効的な批准を求めるための意見・情報交換が新たな趣旨として加わった。

当時は、「子どもの権利条約に基づく国際協力のあり方」をテーマに栗野真造氏（国際子ども権利センター代表）が、また「子どもの権利条約の今後の課題とフォーラム」について喜多明人氏（ネットワーク代表）がおのの報

告した。

栗野氏からは、国際NGOの子どもの権利に関する取り組みは必ずしも順調とはいえず、やや「冷やか」ではあるが、「声高な緊急事態」「静かな緊急事態」「とくに困難な状況下」において子どもの人権侵害が進行していること、借金のカタに子どもが過酷な労働に従事するなど、新しい形の子どものどれい化が進んでいることが訴えかけられた。

また、条約をめぐる国際協力と関連して、①1980年代にNGOの子ども問題への取り組みが本格化するが、おしなべて人権の視点や国際的メカニズムを利用しての地域的解決の発想が弱いこと、②ODAなど政府再度の国際協力にも問題が山積していること、③「内なる国際化」に対応して日本社会における外国籍の子どもの問題の解決が求められていること、が指摘された。そして最後に、国際的なテーマが日本に入ってくると、とかく日本的な理解だけが先行し、日本に関心のあるところだけが問題となるとして、地球的な視野から国際協力をすすめていく必要性が強調された。

喜多氏からは、条約をめぐる基本的課題として、①国際協力、②国内実施、③子ども・青年の社会参加、④家庭環

境および親・保護者の役割、の4点が指摘された。その中で、国内実施にむけての国内法改正とかかわり、6月22日の「非嫡出子の相続分は嫡出子の2分の1」と定めた民法900条が憲法14条に違反し無効とした東京高裁判決が紹介された。

同判決の「決定要旨」には「我が国においていまだ批准していないものの、近々批准されることが予定されている『児童の権利に関する条約』二条二項の精神等にかんがみれば、適法な婚姻に基づき家族関係の保護という理念と非嫡出子の個人の尊厳という理念は、その双方が両立する形で問題の解決が図られなければならないと考える」とあり、①条約2条の解釈として、「非嫡出子の個人の尊厳」の尊重という理念が公的機関である裁判所で公認されたこと、②民法900条の解釈基準（裁判規範）として子どもの権利条約が実質的に機能してきたこと、③今後の条約批准に際して、政府が主張してきた国内法改正不要とした根拠のひとつ（日本国憲法下で従来から矛盾のなかった法制について憲法と宗旨の条約が批准されたからといって変える必要はない）がくずされ、国内法改正論議に新たな展開が予測されること、などが指摘された。

以上の報告を受けて、11月20～21日に予定されている「フォーラム」の企画やすすめ方について討論が行なわれた。

討論は、主に「子どもはフォーラムにどうかかわるのか」（高校生、ユース・エンディング・ハンガー）との問いかけに対して集中した。「子どもの参加をテーマにした分科会を設けたらどうか」「それよりも全体会・分科会のおのの関心のあるところへ自由に参加できたほうがよい」「子どもとおとなが共同してフォーラムをやることはすばらしいが、その場合はぜひ企画段階から参加してほしい」「子どもとして、フォーラムによって何をつくり出そうとしているのかが見えないから、何とも言えない」「フォーラムの呼びかけは主におとな対象のものであったから、趣旨の修正が必要である」……。

このほか「子どもと共同で制作した合本で劇をやったら」「国会で流された『子どもの声』のテープを聞いた」「子どもも参加のフォーラムに期待が多く寄せられた。」

なお細部については実行委員会事務局でつめ、次回実行委員会（8月2日午後6時）にはかることとし、役員を以下のとおり決定した。

フォーラム実行委員長 喜多明人
 栗野真造
 事務局長 荒牧重人
 （文責／喜多明人）

6月、ウィーンで国連・世界人権会議が開かれた。1968年のテヘラン会議以来25年ぶりに開かれた世界規模の人権会議で、これまで人権保障のために国連が行ってきた活動を見直し、今後の枠組みを明らかにするためのもの。同会議に日弁連代表団の一員として参加し、各国NGOとの交流を深めてこられた吉峯康博さん（弁護士）に会議の状況や感想を聞いた。

政府代表が集まる本会議と並行して行なわれたNGOフォーラムには、世界各国の千を超えるNGOから二千人以上が参加。「その3分の1以上は女性が占め、

ウィーン・世界人権会議報告

① 世界から

「女性の権利は人権だ」という言葉が会議場を駆けめぐった」との報道にも見られたように、この会議では「女性」問題が最重要課題に掲げられており、「子ども」の権利などはほとんど出る幕がなかったようだ。いくつかのテーマで分かれて分科会が催されたが、児童労働をテーマにした分科会には参加者わずか20人ほど。インドやパキスタンの活動家による現状報告も、女性パワワーの前ではたじろぐほかなかった。

こうした逆流の中で、ゆいっ「子ども」問題を盛り上げ、白熱した議論を繰り広げたのはほかならぬ子ども自

身だった。

世界各国から選ばれた6歳から18歳までの子ども40人（日本人はいなかった）が、子どもの権利委員会役員ら4人の大人代表に質問や意見を浴びせかけ大人代表が答える、といった形式の会議が、6月14日午前中にNGOフォーラムの分科会のひとつとして開かれたのだ。

この分科会はず、アメリカ人の16歳の女の子からの、「子どもの権利って、いろいろある権利の中でいちばん下のほうのおまけみたい」との観察眼に優れた意見に始まり、

そこからアメリカが子どもの権利条約をまだ批准していないという話題に移った。一同びっくりした後、レバノンの小さな男の子が、「朝から晩まで勉強しなさいと言われて遊ぶ時間がぜんぜんないの。どうして？」

と、世界中の子どもたちの共通の悩み事かもしれない疑問を投げかけた。それに対し、大人代表は、「大人になると、子ども時代はトレーニングの時期と見ながち。学校のシステムは子どもたちにふさわしいものにしていかなければいけないと思う」と答えると、すかさずパレスチナの

8歳の男の子が、

「みんな勉強できていいよ。僕の国は、何年も学校が閉鎖しているから、勉強したくてもできないんだ」

と切実な声をあげた。続けて彼は、「パレスチナの子はいつも殺されている。なぜ？」

と質問。子どもたちの問いかけは、常に本質を鋭く指摘する。エジプトの8歳の男の子は、

「国連にはたくさん条約があるのに、どうして不正義や虐待がなくならないの？」

「ポリスが悪いことをするのはなぜ？ポリスはそれを取り締まるところで

ウィーン・世界人権会議報告

しょ」

「子どもの権利条約をつくる際に、なんで子どもたちに相談しなかったの？」

と、どれも明確に答えることの不可能な問題を提起。また、アメリカ人の14歳の女の子の口からは、

「経済システムが変わらなければ、人権は守られないのではないか」といった、中国等による「発展の権利」の主張を擁護する発言も飛び出し、さらに、

「こうやって話をしているいいんだらうかと思う。この瞬間に死んでいる子が何人もいるのに、ここにじっと座っ

ていていいのだろうか」

と会議開催の本来的な意義についての提言まで、議論は煮詰まっていた。以上の討議を踏まえた上で、大人代表は結びとして次のように述べた。

「人間は他人を尊重しなければならぬ。しかしその前に、人間は尊重されなければならない。人として尊重されることによって、人間は他人の権利を尊重することを覚えていくのだ。そのためには、各人の継続的な努力が必要なのである」

ウィーン会議全体を通して、NGOの果たす役割が大きくクローズアップされることになったが、そのいっぽうで、欧米・途上国のNGO活動家の社会的地位が相当に高いということも明記しておかねばならない。

吉峯さんは、朝日新聞の記者である松井やよりさんとの交流を通して、「（人権問題の）本当の被害者は誰なのか、常に考えていかなければならない」と思ったという。会議に出席している人たちは、本当の被害者たちの代弁者にすぎないのである。

「年までに各国は子どもの権利条約を批准すること」との文言が「ウィーン宣言」には盛り込まれた。子どもの権利の代弁者たる私たちも、政府へ働きかけていくことと同時に、本来主役であるべき子どもたちの声にも真摯に耳を傾けていかなければいけない。それは、私たち市民の義務であり、権利でもあるのだ。（田中栄治）

忘れ去られたイラクの子どもたち

私は5月25日から31日にかけて、PAN（ベルシヤ湾のいのちを守る地球市民行動ネットワーク）第5次派遣団の一員としてバグダッド入りした。1991年、あの湾岸戦争の最中に、避難民移送を口実に自衛隊機を出そうと政府が画策したことがある。そのとき、私も関わる市民政治団体「土井たか子を支える会」は「市民チャーター便基金」を呼びかけ、自衛隊機を

出すのではなく市民が集めたカンパで民間機を飛ばそうという趣旨の運動を繰り広げた。同会は、そのとき集まったお金のうち民間機チャーターに使用されなかった分を、これまでクルド人とパレスチナの子どもへの援助を行なってきている。同基金の最後の残りを持って出かけた今回の旅は、イラクの子どもたちに薬とミルクを届けるのがその目的である。そのときの模様を簡単に報告する。

「私には2歳の子どもがいるんですが、あまりミルクがやれないので悩んでいます。街では4〜5時間並ばないと買えませんし、毎週3000イラク・ディナールもかかるので……」

あるイラク人の話だ。ちなみに、イラク人の平均月収は2000〜4000イラク・ディナールといったところである。経済制裁にともなうインフレの影響は、もっとも弱い立場に置かれた者たちを直撃する。母乳育児うんぬんと言ってみても、母親に充分な栄養が保証されていなければ虚しく響くだけだ。

冒頭で紹介したサダム・テイーチング・ホスピタルでは、救急病棟と未熟児病棟を見学させてもらった。ここでは、運ばれてくる子ども90%が栄養失調だという。生後3か月や6か月なのに体重が3キロしかない子どもたちも少なくない。しかし薬やミルクはなかなか手に入らず、生理食塩水を点滴するしか手のほどこしようがないのである。

「この子は2日前に死んでいてもおかしくない状態でした。奇蹟的に生き永らえているのです」救急病棟を案内してくれた医者がそう言った。「父親が薬を探しにいきました。しかし、手に入りませんでした。このままではいつ死ぬかもわからない状態です」

薬を探しに行ったというその父親は、黙って子どもをうちわであおいでいた。未熟児病棟の事態はさらに深刻である。未熟児の治療には注意深いモニターと迅速な対応が必要だが、保育器のモニター機能がことごとく麻痺しているため、精巧な監視システムもただの箱でしかない。薬もろくろく手に入らないため、症状が急変しても手のほどこしようがない。優秀な医師がおおぜいながら（イラクはもともとかなりの医療先進国である）、それこそ見守ることしかできないのである。冒頭で紹介した医師のつぶやきには、薬さえあれば、医療機器の部品さえあればという悔しさがただよっていた。

子どもたちの世界サミットは、湾岸危機の真つ最中である1990年9月末に開催されたものである。そこに参集した各国は、子どもの福祉のための「最高レベルの政治行動」を「断固として」とることを約束した（子どもと生存、保護および発達のための世界宣言）。しかしその約束は、少なくともイラクの子どもたちにとっては空言でしかない。紛争はとりあえず終結し、やろうと思えばできないことはないはずなのに、である。

それどころか、アメリカは6月27日深夜にとつぜんバグダッドを爆撃し、イラクの子どもたちにさらなる追い打ちをかけた。約束は、いったいいつ守られるのか。私たちはそのために何ができるのか。（平野裕二）

UNICEF releases book for better life in Iraq



「For A Better Life」
The information contained in the book is the result of a survey conducted by UNICEF in Iraq. The book is available in Arabic and English. It is a valuable resource for parents and health workers in Iraq. The book is available for free of charge. It is a valuable resource for parents and health workers in Iraq. The book is available for free of charge.

established that children fed on breast milk have fewer illnesses than those fed by the bottle. The book also discusses the importance of food, and its value to the lives of children, their health and their growth. It also helps mothers to understand the causes of malnutrition by their children, and how to prevent it. The book is available for free of charge. It is a valuable resource for parents and health workers in Iraq. The book is available for free of charge.

「私たちが施しているのは医療などと呼べるものではありません」
バグダッドにあるイラク最大の小児病院「サダム・テイーチング・ホスピタル」の医師は、疲れ切った表情に無力感を漂わせながらつぶやいた。イラクは、クウェート侵攻直後の1990年8月6日以來、国連安全保障理事会決議に基づく厳格な経済制裁下に置かれている。人道的援助を目的とする医薬品や食糧は制裁対象ではないのだが、制裁の影響を受けて食糧も薬もろくにないのが現状である。

事務局から

〈会員の声〉

▼私は子どもの権利条約について無知といってもよい高校生です。私が今回入会させていただいた理由はいろいろありますが、高校生の立場として述べさせていただきますと思います。

「子どもの権利条約」とは、言葉通り「子ども」のための条約なのだと思います。「子ども」を何才までとするかとかいう問題は本当はどうでもいいことだと思います。はっきり言って、私たち高校生の中で子どもの権利条約について知っている人は少ないと思います。知っている人が少ないということも、情報が入ってこないということもあるのでしょうか、やはり関心がないのだと思います。私たち自身の問題なのに、どうしてこうなのでしょう。本当にどうあることを望むならば、私たち自身から自然と声がかかるはずですが、くら社会全体に関わる問題だとはいっても、メインはやはり私たちのほうです。それなのに、大人の方たちのほうが締結の有無などについても関心を持ってもらえるのは、少し残念です。

かといって、私たちがいつも何も感じないでいるわけではないのです。考えていることがあっても、それを表せないのです。いままでそれが普通だったのです。当たり前かもしれません。

〈子どもの日イベント&第3回総会・アンケート集計結果〉

- 1、イベントを何で知りましたか
 - ①案内チラシを見て 8
 - ②友人・知人から聞いて 9
 - ③新聞・雑誌などを見て 1
 - ④その他(会員 5/喜多ゼミ 4)
- 2、イベントに参加してどうでしたか
 - ①よかった 18

・親、教師、生徒などそれぞれの立場で本音の意見がきけたこと。現状における問題点もみえて考えさせられた。
 ・国会での議論を知ることができた。
 ・討論のところで、高校生のいろんな現状をきくことができてよかった。

②悪かった 2
 ・説明が子ども向けでない。問題提起も個人的で、参加をするというよりただ聞いて終わりという感じ。
 ・数少ない対話型の集会であることをもっと考えてほしい。

③どちらともいえない 5
 ④無回答 2
 3、ネットワークに何を期待しますか
 ・この条約についての問題を通じて、今日ある教育問題の先駆的存在になっ
 てほしい。

・意見表明権と内申書裁判の関係を考
 えています。過去の教育事例と子ども
 の権利条約や教育現場(小・中・高・
 予備校その他)からの子どもの権利に
 ついても知りたいです。(白井和樹)

・いろいろな人たちの交流の場をつく
 ってほしい。(高橋雄一郎)
 ・すべての高校生に対する意識の提起。
 (福島進)

・もっと講演会をしてほしい。
 ・これからも、もっとさまざまな立場
 の人からの意見交換を期待します。
 ・権利条約のもつ意義と行政の発想と
 のギャップをいっそう掘り下げてPR
 してほしい。

・子どもがもっとガンバルことができ
 る場になるために、おとなのほうから
 手をさしのべてください。(長島綾子)
 ・情報を得たい。いま子育てサークル
 で勉強中です。
 ・国に影響を少なからず与えてもら
 いたい。(保坂純央)

・情報センター。(児玉亮)
 ・学校教育の見直し。管理教育から、
 子どもが主役となる学校になるよう運
 動を上げてほしい。(高橋由美)
 ・これからもこのようなイベントを定
 期的にやってもらいたい。(中田朋子)

・国内外の情報。
 4、国会傍聴を希望しますか
 ①はい 5 ②いいえ 18
 ③回答なし 4
 5、ネットワークにご協力いただける
 ことがあれば、次から選んでください

①ボランティア・スタッフになる 2
 ②情報を随時知らせる 9
 ③その他 4
 ・他の市民集会でチラシを配る。
 (山田一彦)

・金を払う。
（加藤凡順）
・写真撮影。
（高橋雄一郎）

6、あなたが知っている権利条約についての情報があれば教えてください
・子どもの権利条約をPRした政府広報番組「タイムアイ92」に昨年出演した外務省の小西正樹国連局審議官は、モザンビークの軍事司令部に自衛隊を派遣する報告書を書いている。いっぽうで「命は宝」と述べたものが他方で「海外派兵」という。
※裏までギッシリ書いてくださったかたをはじめ、たくさんのご意見ありがとっございしました。今後の活動の参考にして活かしていきたいと思えます。

〈事務局だより〉

◆9号の発行が大幅に遅れたことをおわびします。いかに平野編集長だけに頼っていたかを反省し、かねてからの懸案だった編集委員会を発足させ、活

編集後記

◆前号をお休みしてしまっておわびありませんでした。スランプからはもう脱したのですが、今度はイラク行きのためどうしても作成の時間がとれず、号外という形で国会の様子をお届けするしかありませんでした。おわびに今回は合併号として増ページとさせていただきます。◆増ページにしたのはいいのですが、さすがの私も驚くほど文字でいっぱいになってしまっ

て恐縮です。いろいろと仕事が重なり、ゆっくりレイアウトや原稿量を検討しているひまがなく、結果としてこのようになってしまいました。なるべく余白や図版を増やしたいとは思っているのですが、もともとそちらの方面のセンスがないだけに困っています。◆9月上旬には、子どもの権利に関するアジア・セミナーに出席のためパキスタンに行ってきます。そのあとは子どもの権利委員会第4会期です。忙しいですが、楽しみです。ではまた。（7月19日記）

動をはじめました。

◆4月3日・批准フォーラム、5月5日・トーク&トークおよび総会について、6月5日には例会&運営委員会が行なわれた。新聞記者のかたからの報告を予定していたが、急用で欠席。代わって、子どもの権利条約の全国会議を傍聴してきた菅さんが報告した。新聞報道とはひと味違ったエピソード入りの報告で、けっこうおもしろく、出席者が9名と少なかつたのは残念だった。

運営委員会では、11月のフォーラムに向けて7月3日に実行委員会を発足させ、個人にも呼びかけていくことを決定。7月末の千葉の農家での一泊例会の説明、谷川版子どもの権利条約の経過説明などを行ない、運営委員の役割分担について確認が行なわれた。

◆7月3日、早稲田大学文学部教室において子どもの権利条約フォーラム第1回実行委員会が行なわれ、これまで

各地で権利条約の運動を行ってきたグループのうち、フォーラム賛同団体の代表&個人が初めて顔をあわせた。主に国際的な立場で活動を行ってきたNGOとしては、大阪の国際子ども権利センター、ユース・エンディング・ハンガーおよびハンガー・プロジェクトが出席し、国内活動に重点を置いてきた子どもの権利条約ネットワーク、埼玉ネットワーク、長野県「子どもの権利条約」の批准と実行を進める会、日本児童・青少年演劇劇団協議会などやHELPという運動のなかで混血児の問題にたずさわっている日本キリスト教会、そしてクレヨンハウス刊「月刊子ども論」の記者たちが、それぞれこれまでの簡単な活動報告、フォーラムへの期待と意見を述べた。

本来ならば批准後に行なうはずだったフォーラムだが、条約の批准承認案が衆議院の解散で流れたために、よりよい批准を求めるという点を加えて強

調することを決定。

実行委員長には喜多氏と大阪の栗野氏が、事務局長には荒牧氏、事務局長代理に菅氏が選出された。今後の進め方としては、賛同者の個人・団体全部を実行委員とし、フォーラム・ニュースの形で欠席した賛同者も含めて全員に連絡する。実行委員会は月1回程度行ない、事務局はそれを補う実働組織として置く。事務局員は10名程度とし、ネットワークのほか広い範囲の団体・個人に参加してもらおう。次回実行委員会は8月2日午後6時より（場所未定）。

◆批准があと一步のところの流れ、事務局一同がっかりしているのは事実ですが、気をとりなおしてがんばります。会員のみならず、この夏のご健康とご活躍を祈ります。11月のフォーラムでもお会いしましょう。（田中尚代）

『子どもの権利条約』No.9
1993年7月15日発行（合併号）
★発行（隔月刊）
子どもの権利条約ネットワーク
〒105 東京都港区海岸
1-6-1-831
Network for the Convention
on the Rights of the Child
Minato-ku Kaigan 1-6-1-831
Tokyo 105, JAPAN
Tel. 03-3433-7990
Fax. 03-3433-7369
（月曜日/金曜日）
★発行人 喜多明人
★編集人 平野裕二
★年会費 3,000円
18歳未満500円
定期購読3,600円
*郵便振替 東京8-750150
★印刷 (有)エム企画印刷